

令和 6年 3月 22日

上尾市教育委員会 様

審査請求人 住所・氏名

審査請求書

次のとおり、行政不服審査法第3条に基づき、審査請求をいたします。

(略称について)

本請求書では、請求人が日本国憲法第16条および請願法第2条・第3条に基づき、市民1名と連名で令和6年1月4日に上尾市教育委員会宛に提出した『仮称「教育長・教育委員と市民との懇談会」開催に関する請願』については、『請願』と略します。

また、本来、「教育委員会」とは、教育長・教育委員の合議体を指しますが、本請求書においては、教育長、教育委員および教育委員会事務局について「教育委員会」とします。ただし文脈により「処分庁」とすることもあります。

1 審査請求に係る処分（不作為）

- (1) 『請願』提出後、3回にわたる教育委員会の定例会において、『請願』の審査がされていないこと。
- (2) 「教育委員会」自らが能動的に発出した文書等が請求人には届いていないこと。

2 審査請求の趣旨

[不作為(1)について]

『請願』を提出してから3か月近く経過しているにもかかわらず、教育委員会定例会・臨時会において、『請願』の審査が全くされていないことは、「相当の期間が経過した」と認められることから、「処分庁」による不作為であると請求人は主張します。

[不作為(2)について]

提出から3か月近く経過してもなお、『請願』をどう取り扱うのかなどの進捗状況等が「教育委員会」から能動的に請求人に伝えられないのは、明らかに「処分庁」の不作為であると請求人は主張します。

3 審査請求の理由

① 請求人が「申請から相当の期間が経過した」と主張する理由

『請願』を提出してから、教育委員会定例会・臨時会で審査をするまでにどのくらいの期間を要するかについては、2018（平成30）年7月18日開催の定例会が前例として参考になります。

公表されている同定例会の会議録には、次のように記述されています。

「瀧沢葉子指導課長 2018年7月8日付けて、…（請願提出者名）…より、請願書を教育委員会に付議するよう依頼がありました」

すなわち、請願書提出（2018年7月8日）から定例会での審査（同年7月18日）までに10日を要したということになります。

この教育行政実例から、請求人が令和6年1月4日に上尾市教育委員会宛てに提出した『請願』が、現在まで3か月近く「放置」されていることは、明らかに「教育委員会」の不作为と言えます。

② 「教育委員会」は請求人に向けて能動的に文書を発出していないことについて

1月4日（以下、日付はすべて2024年）に『請願』を受理して以降、「教育委員会」は請求人に向けて『請願』についてどう扱うかについての文書を能動的に発出していません。ここで請求人が敢えて「能動的に」と述べるのは、次の経緯があるからです。

1月25日の教育委員会1月定例会（つまり、『請願』提出の3週間後）において、『請願』の審査がされなかったことから、請求人は、「教育総務部教育総務課へのお問い合わせメール」経由で、「1月4日に提出した『請願』については議題となっていませんが、どうなっているのですか？」との問い合わせをしたところ、2月9日付けて、教育総務課より以下の回答が送信されてきました。

「請願につきましては、その写しを教育長及び教育委員に配布し周知を行いました。上尾市教育委員会会議規則第6条では、議案及び動議の提出の見出しで、委員は、議案及び動議を提出することができる。議案及び動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならないと定められており、現状ではこれらの提出はありませんので、議題としておりません。

以上、回答といたします。」

教育総務課より送信されたこの回答は、「上尾市教育委員会会議規則第6条」を根拠法令として示したうえで「議案及び動議を教育委員が提出することができるが、現在に至るまで議案及び動議を提出していないから議題としていない」と主張しています。

請求人は、このことに確認するため、教育総務課に次の質問をいたしました。

今まで、「上尾市教育委員会会議規則」に基づき、教育委員が定例会・臨時会において「議案」や「動議」を提出したことがありますか？

なお、「今まで」がどのくらいの期間を指すのかについては、教育総務課にお任せします（15年でも20年でも）。

これに対する回答（2024.03.15付け）は以下のとおりです。

お問い合わせの件につきましては、令和2年4月以降の定例会及び臨時会の会議においては、当該規則に基づき、教育委員会から動議が提出されたことはございません。それ以前の状況につきましては、当該会議録で、その内容を確認する方法が考えられますが、短期間で全ての文書を確認することは困難であるため、回答を差し控えます。以上、回答といたします。

このような実態があるにもかかわらず、会議規則を持ち出して『請願』を審査していないことを正当化するのは、市民が教育行政に参画することに背を向けていると言わざるを得ません。

また、請求人が2月22日付けで情報公開請求した結果、『請願』に対する処理等の文書が示されましたが、示された文書については、いずれも請求人からアクションを起こした結果示されたものであり、本来であれば、進捗状況として「教育委員会」は自ら（すなわち、能動的に）請求人に向けて文書等を発出または発信すべきであることは当然です。

③ 審査請求の本旨

以上のとおり、請求人は、①請求人が「申請から相当の期間が経過した」と主張する理由、および②「教育委員会」は請求人に向けて能動的に文書を発出していないことについて、それぞれ理由を述べてきました。これらについては、言わば外形的な理由と言えるものです。

請求人は、《そもそも、『請願』の中身、すなわち、市民との上尾市の教育についての懇談会を開催することについて、教育長および教育委員はどう考えているのか》については、全く知らされていません。

とりわけ、「教育委員会」が、文科省が説明するところの、「レイマンコントロールとしての教育委員会」であるならば、『請願』の趣旨は十分に理解されるものと請求人は考えています。可能な限り速やかに『請願』についての審査を望むものです。

4 処分庁の教示の有無及びその内容

処分庁からの教示は全くありません。